

道徳教育に関する検討の状況

- 平成25年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」
- 12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
- 平成26年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
(本年秋を目途に答申をいただきたいと要請)
- 3月 初等中等教育分科会教育課程部会に「道徳教育専門部会」設置

「道徳教育専門部会」

※7月17日まで7回にわたって審議

＜主な論点＞

- ・「特別の教科 道徳」（仮称）の位置付けについて
- ・道徳教育の目標について
- ・道徳教育の内容について
- ・道徳の内容の取扱いについて（1）－指導計画、指導方法、家庭や地域との連携等－
- ・道徳の内容の取扱いについて（2）－評価等－
- ・道徳教育の教材・教科書について
- ・教員の指導力向上方策について－指導体制、教員研修等－
- ・幼稚園、高等学校及び特別支援学校における道徳教育の充実について

（予定）

8月 7日 ・審議のまとめの骨子（案）について

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 道徳教育専門部会
これまでの主な意見（第7回まで）

1. 道徳教育の教育課程上の位置付けについて

- 「特別の教科 道徳」（仮称）について、他教科との共通性と差異性をきちんと整理をして示すことが必要。体系的な指導の部分は、各教科と共通しており、道徳的な行為、人格形成に当たるような部分については差異性ということが考えられる。
- 道徳教育で育成する能力が他の教科等とも共通するということに加え、道徳教育が他の教科等の基盤を支えるものであるということを強調する必要がある。
- 道徳の時間が各教科と共通する側面として、道徳に関する基礎基本の知識・技能の習得、道徳的問題を自ら思考し、主体的に判断し、議論するような応用的な認知的側面や、道徳の知識・技能、スキルを実際の生活の場で活用する行動的側面に着目し、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、道徳に関する資質・能力を育成することが必要。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）となっても、学校の教育活動全体で行う道徳教育の要となる機能は引き継ぐべき。
- 教科化の機会に、目標、指導内容、指導方法、評価と、一連の流れを体系化していくことが必要。
- 教科化に際し、小学校と中学校で差別化を図り、中学校や高等学校では新たに「人間科」、「人生科」などの名称とすることも考えられる。
- 授業時数の増加など有り方については、将来、教育課程全体の中で検討することが必要。

2. 道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について

(1) 道徳教育の目標について

① 教育活動全体における道徳教育の目標について

- 現行の学習指導要領総則に記載されている道徳教育の目標が抽象的な内容で分かりにくい、道徳教育の目標である「道徳性」を養うことと道徳の時間の目標である「道徳的実践力」の育成との関係がわかりにくい、などの指摘があることを踏まえ、コンピテンシーの概念や生きる力の概念と対応させながら、より分かりやすい表現に改めること必要。
- 総則では道徳教育は人格の基盤を形成するという総合的な目標とし、第3章「特別の教科 道徳」（仮称）において具体的なことを明記することが適当。
- 例えば、「道徳教育は「特別の教科 道徳」（仮称）を中核として、学校の教育活動全体を通じて行い、各教科等に関連付け、それぞれの特質に応じて適切に道徳的

指導を行わなければならない。」と定義することが考えられる。

② 「特別の教科 道徳」(仮称)の目標について

- 道徳教育の目標と道徳の時間の目標は異なるものとしなくてもよい。これらを生きる力の概念やコンピテンシーの概念と関連付けて考えるべき。例えば道徳的実践力を基礎的・基本的な知識・技能の理解、道徳的思考力・判断力、道徳的心情、実践意欲・態度、道徳的行動力・習慣からなるものとして捉えられないか。習慣が駄目なら習慣力はどうか。
- 道徳性は、よりよい生き方を目指してなされる道徳的実践を可能にする資質や能力であり、道徳的実践力とかなり似た概念であると考えられる。
- 道徳的実践力も道徳性も、どちらも内面の育成。ある場面で道徳的行為だと考えられる行為を子供たちに実際にさせてみることを通じて価値認識が生まれ、道徳的実践力が高められる。道徳性と道徳的実践力については、学校で教員が本当に理解しやすいものにすべき。
- 道徳の時間における指導と各教科や生活における指導は育てるものが違うのではなく、指導の仕方が違うということが大切。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)では、内面的な資質、考え方、生き方をしっかりと押さえていくことが大事。その際、一方的に伝えるのではなく、子供にしっかりと考えさせて、価値観や生き方を育てるものにすることが必要。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の目標については、道徳的価値に基づいた自己の生き方、人間として、あるいは人間としての生き方についての自覚を深めるということを押さえることが必要。道徳的価値の自覚及び自己の生き方の生き方についての自覚を深めることを目的として、道徳的実践力を育成するということを手段として整理すべき。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)については、生活の中のいろいろな行為や習慣を、それぞれの発達段階において見つめ直す内面化の時間としての側面を強調すべき。
- 発達段階の違いを踏まえた目標の示し方を工夫することも必要。
- 子供たちが努力すれば到達できるような内容を具体的な行動目標として示すことによって、児童生徒自身による自己評価にもつなげることが可能。

③ 道徳教育に係る用語について

ア 道徳的実践力、道徳的心情、道徳的判断力について

- 道徳的実践力は、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面だけでなく、現在においても自律的に道徳的実践ができるような力として働くものであるという視点からの道徳的実践力の育成が必要。

- 道徳的実践と道徳的実践力の育成は関係が深く、道徳的実践を通して道徳的価値の自覚が深まったときに、道徳的実践力が高まっていくと捉えるべき。
- 道徳的実践には、道徳的な事柄について調べてみたり、聞いてみたり、考えたり、試してみたり、取り組んでみたり、振り返ってみたりすることすべてが含まれるが、一般的な「実践」と狭く捉えられがちのため、わかりやすい表現にすることが必要。
- 道徳的心情は、単なる気持ちや感情であるという誤解を避けるために、善悪に気づき、善のよさや悪の醜さを感じ取り、善なることを行おうと心が動かされる感情であるということを、よりわかりやすく表現すべき。
- 道徳的判断力は、単なる善悪の判断ではなく、人間としてどのように対処すべきかを様々な状況下で判断する力であることを、よりわかりやすく表現すべき。

イ 道徳的習慣

- 平成10年の改訂以来、道徳性と道徳的実践力が非常にわかりにくくなってきている。道徳的習慣と行為について、道徳的実践力には入らない、道徳性には入るといえるが、道徳性は内面のものであり、内面的な習慣性であればよいにしても、アウトプットされた習慣や行為は本来入らないはずではないか。
- 道徳性の中に習慣が含まれるが、行動を指導することによって、特別活動や総合的な学習の時間と内容が重なったり、実際の授業で行為の部分に重点が置かれる可能性があることや、自分で考えて行動することから離れてしまうことへの懸念の声がある。内容としては重なる部分があっても、ねらいが違っており、道徳の時間においても、行動の仕方の指導を行う場合であってもよい。その場合、道徳的な価値、道徳教育の視点があるかということが重要。
- 従来通りの心情主義的な授業だけではなく、社会的な要請であるにいじめの問題や情報モラルの育成などについて、道徳的行動力を養う必要。

ウ 補充、深化、統合

- 補充、深化、統合は、道徳の時間の特徴を表しているが、道徳の時間の学習は授業後の各教科等の授業の中に影響を与えているということが、補充、深化、統合という言葉からは受け取れない。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）においては、特別活動における道徳的行為や習慣に関する指導、各教科におけるそれぞれの特徴に応じた道徳的指導、総合的な学習に時間における体験的な学習活動を通しての道徳的指導などに関連をもたせた指導を行うといったことも、補足として付け加えるか、「内容の取扱い」の部分で具体的に示すことも考えられる。

(2) 道徳教育の内容について

① 「特別の教科 道徳」(仮称)の内容に盛り込む事柄について

- 内容項目について、徳目注入主義にならないよう配慮は行いながらも、「規範意識」や「節度節制」などキーワード(タグ)などの形で示すことで、内容項目が教師だけでなく、家庭や地域の方にとっても分かりやすくなり、地域に根ざした道徳教育を進めていくことが期待できる。
- 例えば、自律、思いやり、正義、尊重、責任、公共心など、共通に重視すべき内容としてコアバリュー(中核的価値)を設定し、道徳的価値を精選した上で、派生的な価値を位置付けていくことで、まとまりが生まれる。
- どの学年においても、全ての内容項目について、そのことがなぜ大切なのかについて考える時間・機会が必要。
- 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告でも提言されているとおり、道徳教育においても、子供たちが生きていく現代社会の変化に対応して、情報倫理、環境問題、生命倫理などの課題や、法教育やシチズンシップ教育、人間の心の理解、国際化・グローバル化の視点からの内容の改善が求められる。
- 価値観の異なる他者と共存するため、シチズンシップ教育の考え方を取り入れながら、学校や学級の中でも、多様性を認める意識を高めることが必要。
- 今日の課題であるいじめや情報モラル、生命倫理、自尊感情、規範意識などについては、内容項目においていずれの学年段階においても共通に重視すべき。

(いじめ問題への対応)

- いじめ問題を扱う際には、道徳教育の価値項目をしっかりと考えさせることを通して、分かっているでもできない自分をどのように変えていくかという点に焦点を当てることが重要。
- いじめ問題は非常に複雑であり、例えば思いやりや公正・公平、生命尊重、自主性、責任感など、複数の主題や道徳的価値を並行して取り扱えるようにすることが必要。
- どのようなことがいじめになるのか、いじめがなぜ許されないのか、いじめが起きたときにどのように解決するかについて、具体的な実践や意見交換、内省をすることを通して、子供たち自身が考える時間を設けることが必要。
- いじめについては、内容の取扱いのところで、生徒指導や学級活動とも関連付けながら問題解決的な取扱いもできるように示すことが必要。
- 従来のように資料を読んで主人公の気持ちを考えるだけでなく、実際にいじめが起きたときにどのように行動すべきかという点について、スキルトレーニングや役割演技などを通して、行動的側面にも働きかけることが必要。

- 中学校においては、いじめについても小学校と同じねらいを設定するのではなく、より深い内面的な部分に焦点を当てる必要がある。
- いじめだけではなく、差別などの問題に立ち向かった人々のことを取り上げるなどを通して、人間には弱さと強さがあることを学ぶ必要がある。
- いじめを生まない基盤を作るために、多面的な批判的見方を認める問題解決的な学習を行う必要。それを実現するためには、問題意識を大切にした授業作りや、問題解決の方法論としての言語活動の充実が有効。
- ネット上のいじめも多く発生していることから、情報モラルについてはしっかりと取り扱う必要。

(情報化への対応)

- 今後も進展していく情報社会においては、常に新たな課題が発生することから、児童生徒が自らの態度や行動を考えたり、これらの課題の解決に取り組んだりする学習活動を通して、情報社会の一員として望ましい「情報社会の創造に積極的に参画する態度」としての道徳的価値の自覚を育成することが重要。
- 「社会とのかかわり」の内容項目の一つとして、「情報社会の創造に積極的に参画する態度」のようなキーワードを位置づけ、この内容項目の取扱いに「情報モラル」や「ネット依存」などの用語を記述するという方法も考えられる。
- 情報モラル・情報倫理に関する教育内容は、「礼儀」「思いやり」「法やきまり」などとも関連するが、まとまった内容としておいた方が児童生徒も学習しやすく、学校としても指導しやすく、評価も行いやすい。

(宗教的な理解や寛容)

- 宗教的な理解や寛容さについて現場でどのように扱っていけばよいかという点について、配慮事項として明記してはどうか。

(視点及び内容項目の配列、示し方について)

- 生命尊重という基本的な事項を1番目にするべき。
- 最初に自分自身との関わりがあり、次に人との関わりがあり、それが集団や社会との関わりに広がっていくという流れの方が子供たちや教師にとって理解しやすいため、3の視点と4の視点を入れ替えるべき。
- 3の視点は、1や4に移動されるべきとの議論があるが、いずれにしても3は、ほかとは次元が違うものと理解すべき。
- 各視点が何を意味しているか説明文を加え、内容項目の共通性を確認できるようにするとともに、児童生徒がこれらの関わりを主体的にもてるようにしてはどうか。

(発達段階を踏まえた内容の在り方)

- 現行の学習指導要領の内容項目も発展性や系統性を捉えて作られているが、そのことが理解されていない。教科として位置付けることに伴い、認知能力の発達、発達心理学と関連付けて、より一層、体系化し、系統性をもたせることが重要。
- 目標や内容を学年段階で重点化したり、差異化したりして、分かりやすく記述する場合、学年段階によって道徳の時間の性格が異なってくる可能性があるため、小学校と中学校の両方からすりあわせて整理することも必要。
- 発達段階を踏まえて、例えば関わる相手を明確に示すなどの具体化を図ることや、中学校段階では、例えば、自己実現や自分らしく生きるというテーマで大単元を組み、数時間かけて取り組むなど、小学校と差別化を図ることも考えられる。

② 内容項目の重点化について

- 特に、中学校において、35時間という授業時間の中で毎年24項目を繰り返し取り扱うのは時間的制約から難しく、形式的な指導になっている。子供たちにじっくりと取り組ませ、子供たちの内面の資質を育てるためには、一定部分を小学校高学年に預けたり、24項目を3年間の中で割り振りながら指導できるようにしたり、一つの内容項目に含まれている複数のキーワードを細分化し、各学年で重点化して取上げ、3年間の中で指導できるようにすることなどが考えられる。
- 重点化には、①内容項目としての重点化、②「指導計画の作成と内容の取扱い」の箇所での重点化、③学校ごとの重点化の三重の構造があり、どの部分の重点化を意図するのかをより明確化し、現場に浸透させるべき。
- 各学校では、足りない部分を重点化する傾向があるが、優れている部分も重点化をするという視点も取り入れ、良いところを一層伸ばす指導も重要。

(3) 道徳教育の指導方法について

① 「特別の教科 道徳」(仮称)の指導の方法や配慮事項

- 年間の指導時間の最初から最後まで一律に読み物資料中心の指導でよいのか。教科化して、例えば、最初は、「私たちの道徳」で、全体的に自分たちを見てみよう、あるいは途中で自分を全体的に見てみようという発想で行う、また例えば30時間ぐらいは主題が展開されても、その中に節目で、「私たちの道徳」を生かすような、授業をしていくと各学校の創意工夫が広がる。
- これまでの道徳の指導をがらっと変えるということではなくて、良い部分を、どの学校でも確実に実施するためにはどうすればいいかということが大事。
- 道徳の指導方法に関しては、例えば道徳的实践力を育成するために、具体的な動

作等を取り入れた指導や問題解決的な指導等を実際に現場でやるためにはどうすればいいのかということについても事例研究なども含めて検討することが必要。

- 指導方法についても、様々な指導法が考えられているが、そういったものをどのように広げていくか、広げていく手立て、対応策を具体的に考えていくことが必要。

② 教育活動全体における道徳教育の充実

- 道徳教育にも実効性が求められており、例えば、いじめ問題も生徒指導に任せるのではなく、道徳教育も関わっていくよう変わっていく必要。
- 従来の年間指導計画は、内容項目や資料名が挙げられている程度だったが、今後、各学校において、どのような道徳的資質・能力を育成すべきかを明示し、「特別の教科 道徳」（仮称）を要として、内容項目に関連した、各教科等における具体的な学習内容や学習活動との関連を図った指導計画を作成すべき。
- 「道徳教育の全体計画」の実質化を図るためには、別葉において、重点目標について道徳の時間と各教科等との関連が一目で分かるようにし、全教職員で共通理解を図って実際に全体計画を活用できるようにすることが必要。
- 道徳教育の全体計画の実質化を図るためには、児童生徒の実態把握に基づき、途中段階で、計画が機能しているか、学校全体で評価し、その結果を踏まえながら計画を修正したり、年度の成果の総括が可能な計画にしていくことが必要。
- 現行の学習指導要領解説では、「道徳の時間の年間指導計画」に具備すべき要件を「望ましい」という表現で記載しているが、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける際には、どのような要件を具備すべきなのか明示する表現とすることも考えられる。

（４）道徳教育の評価について

① 評価の基本的在り方について

- 道徳性の評価に関わっては、数値による評価はなじまない。
- 今後、認知レベルの部分での評価を行うことも考えられるが、前提として、理論上の評価の可能性と、現実の学校現場での評価活動の実現性というのは別問題であり、評価活動は、道徳の時間が充実する方向に向かうべき。教師自身が手応えのある、子供たち自身も自分たちの成長を実感できるような評価が重要。
- 道徳の時間が目指すのは道徳的な価値の自覚を深めることであり、授業のねらいを明確化し、子供たちが何を学んだり考えたりしたかを評価・記述すればよい。そのために、学習指導要領においても、ねらいの設定を分かりやすく記述することが必要。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）の授業においては、具体的に評価可能なねらいを設定する必要。

- 評価の対象と目的、評価の内容と方法、評価の指標や規準など、評価に関する基本的な考え方について、わかりやすく説明することが必要。
- 学習指導要領や解説で具体的に示すのではなく、教師がアプローチしやすいように、評価の方向性を簡潔に示すのが適当。詳細な評価方法については、指導資料などで記載することが考えられる。
- 組織的に効果的な学習評価を推進するために、「特別の教科 道徳」（仮称）道徳でも評価規準や評価方法を明示し、教師の指導力向上に役立てることが必要。このために、「特別の教科 道徳」（仮称）においても、他の教科等と同様に、評価規準の作成、評価方法等の工夫・改善のための参考資料を作成することが必要。

② 評価の観点について

- 評価をする場合、例えば関心・意欲・態度のような観点から絶対評価をするのか、道徳的心情、判断力、意欲、態度を評価するのか、あるいは、内容項目に対応させた評価にするのか、それとも道徳的価値の自覚を深めるといったところで評価していくのか、結果を重視する見方から動機を重視する見方や、主観的な見方から客観的な見方に移行するなどを評価するのかを見極めなければいけない。
- 内容項目に対応した評価だけでなく、子供たちに最終的にどのような内容を捉えさせたいのかを具体化し、最終的にそれが子供たちの姿として見られたかという点から評価することで、道徳の時間における評価も可能になるのではないか。
- 現在の各教科の評価は観点別評価もよさを評価するという考えが根本にあり、評定も目標に照らしてその実現状況进行评估するもの。「特別の教科 道徳」（仮称）においても観点別評価も評定も工夫することが可能。例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）では、目標に照らして成長が認められた部分を、一つでも記述するといった方法が受け入れられやすいし、指導上も効果的と思われる。
- 道徳の特性に対応した道徳的判断力や道徳的実践意欲等を関連付けることにより、ほかの教科や領域と同様に、道徳に関する思考・判断・表現などの観点別の絶対評価とするべき。
- 評価の観点として、道徳性の諸様相をもとに、「道徳的心情」「道徳的判断力」「道徳的実践意欲と態度」「道徳的習慣・行為」が考えられる。その際、「道徳的心情」は道徳的に望ましい（又はその逆）感じ方や考え方、行為に対して、どのような感情をもっているか、「道徳的判断力」は道徳的諸価値について、その根拠等を含めてどのようにとらえているか、道徳的な判断場面において、どのように考え判断するか、「道徳的実践意欲と態度」は道徳的によりよく生きようとする意志の表れや行動への構えがどれだけ芽生え、また定着しつつあるか、「道徳的習慣・行為」は基本的な生活習慣などをどの程度身に付け実践できているか、とすることが考えられる。
- コミュニケーション能力や問題解決能力、自己理解、他者理解などのコンピテン

シーを行動目標として評価することもできるのではないか。

- 多角的、批判的に考えたり議論したりする資質・能力を養うためには、問題解決的な学習を取り入れ、思考・判断についてパフォーマンス評価を行うことが考えられる。あるいは、道徳的な探究力や行動力を育成するため、探究的な学習や体験的な学習を取り入れ、表現や技能をポートフォリオ評価することも考えられる。

③ 評価の方法について

- その指導によって、一人一人の児童生徒がどのようにその時間のねらいに迫れたかを把握することから、学習指導過程や指導方法の改善に役立つ多面的な評価を心掛ける必要。
- 評価の方法は、授業者による観察と言語分析が基本で、授業の観察・授業中の発言、授業前後の観察、授業後の記述内容の分析などが考えられる。
- 道徳的実践力の高まりや変容は、比較的短時間に現れるものもあれば、長期にわたる指導に待つものもあり、多面的・組織的・計画的・継続的評価が必要。
- 基本的には測定的（量的）評価ではなく、分類的（質的）評価が適当。
- 道徳の時間における子供の自己評価は、道徳の時間の中心的な部分であり、それ自体を育てるのが道徳の時間のねらいと目標。
- お互いの努力や作品を認め合ったり、批評し合ったり、励まし合ったりする相互評価は、道徳においても有意義。単に褒め合って終わるのではなく、どうすればよりよくなるかを助言や示唆するような相互評価が望ましい。
- 児童生徒の発達を認め、励まし、勇気付けるような指導をしていくためには、児童生徒一人一人の頑張る姿を様々な観点から観察し、記録し、評価できるような工夫が必要。
- 教具等を工夫したり、通知表において記述式で記したり、子供の自己評価や教師の評価が見える化して、それぞれの成長やコミュニケーションのきっかけにつなげることが必要。

④ 児童生徒指導要録への記録について

- 行動の記録の欄を、「特別の教科 道徳」（仮称）若しくは道徳教育に関わる子供の状態についての総合的な所見欄とし、名称を「道徳の記録」とすることなどが考えられる。各学校の道徳教育の目標や重点的な指導内容を明記し、それに対応させて子供たちの道徳性を記載することが、「特別の教科 道徳」（仮称）や道徳教育の充実に寄与する。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）を設けるに当たって、指導要録にもそれに対応した欄を新たに設ける必要。総合的な学習の時間の記録や特別活動の記録のように柔軟な観点の設定が考えられる。

その際、引き続き、行動の記録は全教育活動が日常生活での指導を通して児童生徒に現れる道徳的行動を評価するものとするのが考えられる。

(5) 幼稚園、高等学校、特別支援教育における道徳教育

- 幼児教育では、様々な問題への対峙^{たいじ}から、議論して、自ら判断し、ルールがどのように形成できるのかというところを重視している。幼児と小学生のつながりが十分に意識されているとは言えず、幼児教育と小学校の道徳をうまくつないでいくことが重要。
- 高等学校における人間としての在り方、生き方に関する教育は、公民や特別活動を中心に行うことになっているが、計画性をもって他の教科等との関連を図ることが必要。
- 特別支援学校、特別支援学級においては、子供の実態に合わせた指導を重視し、スキルの学習を活用した生活密着型で、従来の合科的な発想に近い指導が大切。

3. 道徳教育の改善・充実のための条件整備について

(1) 道徳教育の教材・教科書について

- 検定教科書を導入し、全ての児童生徒に教科書が無償供与されることは、道徳教育の格差是正と底上げに資する。
- 検定教科書は、原則として「特別の教科 道徳」(仮称)の授業で使用するものであり、教科書検定においては、「特別の教科 道徳」(仮称)の特質にしっかりと合致しているか、検定基準を設けて慎重に審査することが必要。
- 検定教科書は、単に内容項目分の資料を並べただけではなく、一年間や複数時間のストーリーが見えるものであることが望ましい。また、子供がポートフォリオ評価できる形になっていれば、子供の成長の把握にも役立つ。
- 今日的な課題の扱いについては、扱う題材の範囲や程度において、児童生徒の発達段階を考慮して、幅を持たせる必要がある。
- 教科書検定を行うことを視野に、学習指導要領の「内容の取扱い」等において、指導の程度や範囲を一定程度詳細に記載することが必要。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の教科書は、児童生徒のみならず、保護者や国民からも信頼されるよう、他の教科の教科書検定と同様に、学習指導要領に即した準拠性、題材の公正性、学術的な分析や検証に基づく事実関係の公正性が求められる。
- 教育委員会等は、地域の先人や歴史、物語等を題材とした教材を開発し、各学校に提供することが望まれる。これらの取り組みに対し、国としても支援が必要。

(2) 教員の指導力の向上

① 学校における指導体制について

- 校内体制の中では、担任任せにせずに、例えば学年団などで、授業の準備、実施、振り返りをチームとして取り組むことが必要。また、先生方がよい授業作りに向けて一枚岩になって取り組むことは子供たちにも良い影響を与える。
- 学級担任だけではなくて副担も含めて、全教員が必ずどこかで1時間は指導することが有効。
- 学校で中核的な役割を果たす実力のある教師を道徳教育推進教師に任命し、道徳の教科専門性を持って、模範授業や研究協議会を実施し、道徳の指導技術の普及や自校の教員に対する個別の相談を行うこととすべき。
- 中学校では、内容が学年段階、学校段階によって高度化、進化していくということを踏まえれば、学級担任を原則としつつも、ローテーションのような、柔軟な指導体制ということについて検討する必要。
- 中学校の場合、各教科の指導で生徒理解もできており、特定のある内容項目について、例えば生命尊重や家族愛について長けた指導力、教材や資料研究をしている教師が全ての学級を指導することによって、道徳の時間としてもかなり充実したものになる。
- 道徳教育推進教師を有効に活用するために、各市町村において道徳教育推進教師自身が実践交流できる場を必ず設けることや、中学校ブロックごとに、小中の道徳教育推進教師がそれぞれ1年間の計画や、前年度の課題を整理する研修が有効。
- 地域を挙げて道徳教育に取り組んでいくために、教育委員会が道徳教育を推進していくという強い意志を持ち、校長を後押ししたり、指導主事が道徳教育について適切に指導したりして、指導体制に参加していくことが必要。
- 複数の学校のリーダーとなる教員の加配や、道徳教育専門の道徳教育担当指導主事を市の教育委員会に常駐させることが必要。

② 教員研修等について

- 教員が道徳で難しい理由として、具体的なよい授業のイメージがなかなか沸かないことがあり、道徳教育推進教師が授業を公開して、皆で見てもらい、授業内容と方法を共有することが必要。
- 国や教育委員会等で行う研修、校内研修において、新しい効果的な道徳授業を開発し、実践し、発表し、子供たちが活発に話し合うような問題解決的な学習や体験的な学習も道徳授業に取り入れた幅広い指導法の事例を幾つか具体的に示していけたらよい。
- 道徳の授業作りに関する公開講座として、例えば低学年であれば動作化、高学年であれば対話活動、小中でコラボレーションの授業など、内容や方法を限定して見てもらうことも有効。
- 何年間で全員が研修を受けられるような自治体の取組みなどを参考に、教科化の

実施までに、悉皆研修ができるような予算化も検討する必要。

- 様々な指導法を活用した道徳授業の事例を、映像として収録し、全国各地の研修会等で活用し、視聴覚教材を使って指導法を具体的に解説するスタイルであれば、全国各地で効率的に広く普及していくことが可能。
- 校長の研修の中で、例えば道徳の授業を参観し、授業を通して協議するなど、研修内容を徹底することが重要。校長が、特に今回、「特別の教科 道徳」の経緯や趣旨、何がどう変わるのかといったことを理解するとともに、実際にリーダーシップを発揮できるようなることが大切。

③ 教員養成、教員免許について

- 大学の教員養成課程のカリキュラムにおいて、理論的な部分と、一定程度実践に特化した部分の単位が必要。
- 今後、「教育実習の中に必ず道徳の授業を実施するものとする」と明記するべき。
- 「教職に関する科目の修得方法」で現行の2単位は少なく、増単位が必要。
- 中学校段階における道徳の時間について、専門免許化ということを早期に考えるべき。
- 司書教諭と同じように、必要な講座を受けた者に対して、免許や資格を与えるとともに、少なくとも一定規模の学校規模があるところについては必置とすることが考えられる。
- 養成課程の充実には時間がかかるため、再任教員も含めて、退職教員を生かすような体制が考えられる。

(3) 学校、家庭、地域の連携について

- 道徳を実践につなげるためにも、学校、家庭、地域の連携は大事なポイント。学校の道徳教育の方針や計画等を積極的に情報発信し、家庭や地域との連携強化を図ることが必要。
- 授業を参観するだけでなく、保護者や地域住民も参加する授業を行うことが有効。テーマによっては、子供たちだけではなく、地域住民や保護者、学生なども一緒に道徳的な問題場面について話し合う手法も有効。学校・家庭・地域で共通目標を設定することなどは、双方向の連携強化につながる。

<参考1>

○ 道德教育の目標

<学習指導要領 第1章 総則>

「道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬（いけい）の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。」

<学習指導要領 第3章 道德>

「道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。」

○ 道德の時間の目標

<小学校学習指導要領 第3章 道德>

「道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道德的実践力を育成するものとする。」

<中学校学習指導要領 第3章 道德>

「道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道德的実践力を育成するものとする。」

<参考2>

○「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年
1 主として自分自身に関すること	
(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。	(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。
(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。	(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。
(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。	(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気に生活する。
	(5) 自分の特徴に気づき、よい所を伸ばす。
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。	(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。
(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。	(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。
(3) 友達と仲よくし、助け合う。	(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。
(4) 百ごろ世話になっている人々に感謝する。	(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	
(1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。	(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。	(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。
(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。	(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。
4 主として集団や社会のかかわりに関すること	
(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。	(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。	(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。
(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。	(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。	(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。	(5) 郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心をもつ。
	(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

小学校第5学年及び第6学年	中学校
1 主として自分自身に関すること	
(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。	(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけずに努力する。	(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
(3) 自由を大切に、自律的で責任のある行動をする。	(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。	
(5) 真理を大切に、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。	(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。	(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。	(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
(2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。	(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。	(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
(4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。	(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。	(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方がることを理解して、寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶ。
	(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること	
(1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。	(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
(2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にす。	(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
(3) 美しいものに感動する心や人間の方を超えたものに対する畏敬の念をもつ。	
	(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見出すように努める。
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	
(1) 公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。	(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。	(2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。	(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。	(4) 自分が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。	(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。	(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。	(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
	(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
	(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
(8) 外国の人々や文化を大切にす心を持ち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	
	(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

道德教育専門部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

- | | |
|--------|------------------------|
| ◎ 押谷由夫 | 昭和女子大学大学院生活機構研究科教授 |
| 川田智佳子 | 宮城県大崎市立鹿島台中学校長 |
| 木下美紀 | 福岡県福津市立津屋崎小学校主幹教諭 |
| 齋藤博志 | 東京都八王子市立みなみ野小学校中学校統括校長 |
| ○ 柴原弘志 | 京都市教育委員会指導部長 |
| 島恒生 | 畿央大学大学院教育学研究科教授 |
| 谷田増幸 | 兵庫教育大学大学院教授 |
| 徳満哲夫 | 東京都渋谷区立神南小学校長 |
| 永井博美 | 広島県教育委員会豊かな心育成課指導主事 |
| 永田繁雄 | 東京学芸大学大学院教授 |
| 堀田龍也 | 東北大学大学院情報科学研究科教授 |
| 無藤隆 | 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長 |
| 柳沼良太 | 岐阜大学大学院教育学研究科准教授 |
| 吉本恒幸 | 聖徳大学大学院教職研究科教授 |

計 14 名

(平成 26 年 4 月現在)

- ◎ …… 主査
○ …… 主査代理